

二〇二六年度 学力検査

「現代の国語、言語文化（古文・漢文を除く）」

解答番号

1

5

28

一 次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。なお、設問の都合で本文の段落に 1 ～ 29 の番号を付してある。

1 社会保障の制度形成から七〇年ほどを経て、人々の働き方は激変した。もともとは自営業者向けに構築された国保(注1)や国民年金では、むしろ非正規などの労働者がかなりの割合を占めている。また、かつて典型的な自営業として想定されていた家族経営の農林業は、現在では激減し、むしろ自営業者の中心は、生産手段を持たず個人で経営するフリーランスに移っている。さらに現在の情報技術の発展のスピードを考えれば、これからも人々の働き方の変化はいつそう劇的に進んでいくことが予想される。

2 そして、社会情勢の変化に対して社会保障制度が何らかの対応をしなければならぬという点では、一定の共通認識が形成されているように思われる。例えばコロナ禍における国保からの傷病手当金の給付や、雇用保険の適用外の人に向けた求職者支援制度の創設、労災保険の特別加入対象の拡大などは、そのような認識に基づくとと言えるだろう。

3 しかしながら、歴史的な経緯が、依然として影響力を持ち続けている様子もまた確認できる。

4 例えば公的年金に関する議論では、自営業者は高齢時にも生産手段を用いて稼ぎ続けることができるという観念が示されている。医療保険についても、傷病手当金や出産手当金は労働者のみを対象とすることを当然視するかのよう(注2)な認識があり、国保(1)の被保険者の文脈でこれらが問題になるときでも、非正規などの理由で健保(注2)に入れない労働者が念頭に置かれている。さらに雇用保険と労災保険についても、これらが元来労働者のみを前提に作られた仕組みであるという点から、制度の直接の対象を自営業者まで広げるという議論には強い A が示される。

5 そしてその結果、社会保障における労働者と自営業者の格差は多くの場面で維持されている。

6 現在の議論状況を非常に象徴的に示すのが、内閣官房において全世代型社会保障改革担当大臣のもとにカイサイ(a)される、全世代型社会保障構築会議である。同会議が二〇二二年一月一六日に公表した報告書には「働き方に中立的な社会保障制度等の構築」という項目があり、取り組むべき課題として「勤労者皆保険の実現に向けた取組」が挙げられている。

7 ここでの「働き方に中立的」「勤労者皆保険」という表現からすると、労働者と自営業者との区別なく、働く人すべてに関する施策を議論するものにも見える。ところが、報告書の中で言及されるのはあくまで、非正規労働者や、労働者に類似する特徴を持ったフリーランスに対する、労働者向けの社会保険の適用拡大である。ここでも依然として、「勤労者」の中心に「正規雇用の労働者」を置き、その拡張を議論する方法がとられている。

8 そのため社会保障における「新しい働き方」への対応は、「新しい働き方」のうち労働者に類似する特徴を持つものを順次含めていくという方向性に止まり、真正面から「働き方に中立的な制度」を議論する動きは非常に乏しい。

9 それでは、労働者を中心として社会保障を議論する方法のどこが問題なのか。

10 このような議論は結局、どこまでいっても働き方の順位付け・階層化を生じさせる。典型的な労働とは何か、それは正社員である。非正規のうちの一部は取り込むが、残りの非正規には我慢してもらおう。労働者としての性格の強い自営業とは何か、それは一部のフリーランスである。労働者としての性格の弱い自営業は、自助努力で頑張ってもらおうほかない……。

11 本来、憲法二五条の生存権に基づく社会保障は、あらゆる人が等しく享有できる権利であるはずなのに、「働き方」というフィルターが挟まることでそこに階層化と格差が生じてしまう。現在の議論現状は、労働政策と社会保障政策、³⁾歴史的経緯と理論的な問題などが整理・検証されることなく、こんがらがったまま進んでしまっているように感じられる。

12 もちろん、このような見解に対しては、労働者と自営業者という働き方の差異に対応した社会保障を構築する方向性も許されるのではないか、という反論がありうる。

13 確かに、同じものと同じように、異なるものを異なるように扱うことこそ平等だ、という主張には異論がない。しかし、すべての社会生活の基盤である「生きること」の確保に関わる社会保障の問題を、その基盤の上に成り立つ社会生活のうちの一要素に過ぎない「働き方」によって区別することは、議論が逆転しているように思われる。

14 さらにこの点を別としても、労働者と自営業者という働き方の差異に適切に対応した社会保障を実際に運用することは不可能

に近い。なぜなら、それが法解釈に関わる問題だからである。

15 ある人が「労働者であるかどうか」を判断する議論は、法的には「労働者性」と呼ばれる問題である。労働者性は、契約書の文言などの形式面ではなく、その人の働き方の実態を見て判断される。そしてその判断基準としては、法律の条文（労働基準法九条など）があるのだが、それは現実にはほとんど役に立たないため、実際には行政や裁判所の示した解釈によって判断される。

16 そこで、自分自身は労働者であると考えられるにもかかわらず、制度上は（会社からは）自営業者として扱われている人が、労働者としての社会保障の適用を求める場合、裁判をはじめとする法的な紛争解決の手段をとらなければならない。裁判には時間も手間も費用も掛かるうえ、自分の言い分が正しかったとしても、それを証明できるだけの証拠を集めなければならない。

17 労働者性の判断は非常に個性が強いため、勝訴・敗訴の見通しも立ちにくい。そして、ある人の労働者性が認められたとしても、その判決の効果は基本的に本人だけにしか及ばず、世の中で同じような働き方をしている人たちがその判決の法的効果を享受できるわけではない。

18 つまり、労働者と自営業者という働き方の差異に適切に対応した社会保障の構築がもし理論的に可能であったとしても、それが法解釈を伴う問題である以上、^{b)}モれなく運用することは不可能に近い。

19 それでは、労働者という働き方と社会保障のあり方が強く結びつけられる議論の枠組みが、これほど強固に維持されているのはなぜか。この議論状況を打開する方法はどこにあるか。ここで鍵となるのが、憲法上の「**勤労の義務**」の解釈である。

20 これまで示してきたように、勤労の義務規定は、日本の社会保障のあり様に有形無形の影響を及ぼしてきた。その背景には、勤労の義務に法的意義を認め、その義務を果たすことが社会保障の権利を享受するための前提であるという通説的な見解が存在していた。

21 このようにして、勤労の義務規定の存在により、さらにそこに「働かざる者食うべからず」という **B** ままでもが重なり合っ
て作用することにより、社会保障と「働くこと」が密接不可分の形で結びつけられてきた。

22 そして、制度形成期における社会保障が主に念頭に置いていたのは「労働者」という働き方であった。この労働者という働き方は、ネンコウ賃金と終身雇用を中核とする日本型雇用慣行の確立も相まって、質的にも量的にも日本における「働き方」の中心であり続けてきた。

23 つまり、勤労の義務によって社会保障と「働くこと」が結びつけられるという構造のもとでは、日本社会のあり様を念頭に置いた場合、「労働者か否か」という「働き方」の問題までもが社会保障と結びつけられるのは避けがたいことであった。

24 その結果、社会保障の対象範囲を議論する際には常に労働者を中核とし、そこから拡張するという形で議論が展開してしまう。労働者の保護の問題（労働政策）は、本来は全国民を対象とする社会保障とは別個の問題であるにもかかわらず、労働政策と社会保障政策が明確に区別されることなく、かなりの程度重なり合って議論される現象が生まれる。

25 そうなれば、「労災保険は労働基準法上の労働者向けだから、自営業者に拡大することは整合性を欠く」という、それ自体は理論的に正しいが本来の問いとはかみ合っていない答こたえが示され、議論は特別加入の拡大という、本来的に社会保障とは言えないCに落ち着く。

26 このような議論様式をとり続けているのは、人々の働き方、ひいては生き方そのものが激変する時代に対処することはできない。そして、この議論様式を乗り越えるための打開策こそが、勤労の義務の法的な位置づけを変えることである。

27 勤労の義務を単に道徳的意義のみを有する規定と解釈すれば、勤労の義務が社会保障の権利の前提であるという関係は失われる。つまり、「働くこと」と社会保障を切り離すことができる。

28 そうすると、I、もはや社会保障とは何らかかわりのないものであり、社会保障のあり様に影響を与えることはない。労働者の保護はもちろん重要な問題であるが、労働政策によってベツト(d)対処されるべきものである。

29 このようにして社会保障は、労働者か否かという「働き方」の議論から解放されることになる。社会保障を、憲法二五条の生存権に関わる問題として、「働くこと」にも「働き方」にもかかわりなくすべての国民に等しく保障するための議論の前提がよう

やく整う。

(山下慎一『社会保障のどこが問題か——「勤労の義務」という呪縛——』より。)

出題の都合上、一部中略・変更した箇所がある)

(注1) 国保——国民健康保険の略称。

(注2) 健保——健康保険の略称。ここでは、民間企業等に勤める人が加入する制度のこと。

問1 傍線部(a)～(d)と同じ漢字を含む語を、次の中からそれぞれ選びなさい。

解答番号は、(a) 、(b) 、(c) 、(d) 。

(配点8点)

(a) カイサイ

- ① 書類提出をサイソクする。
 ② 立派なフウサイをしている。
 ③ 提案がサイヨウされる。
 ④ 優れたサイカクの持ち主だ。
 ⑤ 秋のサイテンを執り行う。

(b) モレ

2

- ① スキャンダルをバクロされる。
- ② 大気オセンの対策を講じる。
- ③ 台風で家屋がシンスイする。
- ④ ロウデンで火事が発生する。
- ⑤ 体調不良でテンテキを受ける。

(c) ネンコウ

3

- ① コウミヨウな手口で証拠を隠す。
- ② ふるさと納税でコウジヨを受ける。
- ③ あの植物には優れたヤッコウがある。
- ④ 失言のため大臣がコウテツされる。
- ⑤ 政策をコウザイ両面から考える。

(d) ベット

4

- ① 歯にフツソをトフする。
- ② 親の遺産をジヨウトする。
- ③ ホクトシチセイが空に輝く。
- ④ 長年の努力がトロウに終わる。
- ⑤ 改革の道のりはゼントタナンド。

問2

空欄

A

)

C

に入る最も適当な語を、次の中からそれぞれ選びなさい。

解答番号は、A 、B 、C .

(配点9点)

C	B	A
<input type="text" value="7"/>	<input type="text" value="6"/>	<input type="text" value="5"/>
① 及第点	① 大局観	① 義務感
② 着地点	② 先入観	② 抵抗感
③ 改良点	③ 倫理観	③ 優越感
④ 分岐点	④ 人生観	④ 緊迫感
⑤ 合流点	⑤ 善悪観	⑤ 達成感

問3

傍線部(1)「国保の被保険者の文脈」とあるが、どのようなものを指しているか。その説明として最も適当なものを、次の

中から選びなさい。

解答番号は、。

(配点4点)

- ① 国保の被保険者をどのように定めるかという状況
- ② 国保の被保険者についての法的根拠を述べた条文
- ③ 国保の被保険者となる労働者を定義し始める段階
- ④ 国保の被保険者と年齢との関連付けに関する議論
- ⑤ 国保の被保険者についての法的審議の歴史的経緯

問4

傍線部(2)「働き方に中立的な制度」とあるが、筆者の考える制度とはどのようなものか。その説明として最も適当なものを、次の中から選びなさい。

解答番号は、9。

(配点5点)

- ① 働いているかいないかという違いや、年齢や性別すら適用条件とはならない真の社会保障制度。
- ② 雇用された労働こそ善であるという観念を脱却し、自営業者の労働者性を高く評価した制度。
- ③ 労働者と自営業者の区別や自営業の業態に左右されない、働く人すべてを対象とした制度。
- ④ 「新しい働き方」で生きる人々の存在を認め、従来の社会保障をもれなく適用していく制度。
- ⑤ 労働者や自営業者などの働き方の多様性を認め、それぞれの実情に応じた保障を実現する制度。

問5

傍線部(3)「歴史的経緯」とあるが、本文で述べられた「歴史的経緯」として最も適当なものを、次の中から選びなさい。なお「・」は同時期に起きたことを表している。

解答番号は、10。

(配点5点)

- ① 日本国憲法の制定↓社会保障制度の形成↓自営業者の発生・働き方にとらわれない制度設計の議論
- ② 日本型雇用慣行の存在↓社会保障制度の形成↓日本国憲法の制定↓労働者中心の制度・観念の維持
- ③ 社会保障制度の形成↓「新しい働き方」の発生・日本型雇用慣行の終焉しゆうえん↓労働者中心の制度・観念の維持
- ④ 社会保障制度の形成↓日本型雇用慣行の発生↓労働政策と社会保障政策の重なり↓労働者性の再検討
- ⑤ 日本国憲法の制定↓社会保障制度の形成・日本型雇用慣行の確立↓労働者中心の制度・観念の維持

問6

空欄 I に入る最も適当なものを、次の中から選びなさい。

解答番号は、11。

(配点5点)

- ① 旧来的な自営業者であろうと、今後生じる「新しい働き方」をする者であろうと
- ② 労働者が否かという「働き方」の問題は、「働くこと」の中身ではあっても
- ③ 「働くこと」を社会保障の条件とするにしても、「働き方」がどうであれ
- ④ 労働者が自営業者かという「働き方」の区別は、社会階層としては残存するが
- ⑤ 労働者であるか自営業者であるかという点は、憲法上の勤労の義務規定がない以上

問7

本文中に、いったん他者の主張を認めたとうえで自説を述べる「譲歩構文」を用いた一組の段落がある。その段落の組み合わせとして最も適当なものを、次の中から選びなさい。

解答番号は、12。

(配点4点)

① 3・4 段落

② 9・10 段落

③ 12・13 段落

④ 18・19 段落

⑤ 22・23 段落

問8

次の文は本文の一部である。どの段落の冒頭に入れるのが最も適当か。次の中から選びなさい。

解答番号は、13。

(配点4点)

この現象によって、例えば「自営業者の仕事中の事故への社会保障をどう作るか」という問いが、いつの間にか「労働者向けの労災保険に自営業者をどう含めていくか」という議論にすり替わり、論点も「その自営業者が労働者と似ているか否か(労働者性の有無)」へとズレていく。

① 7 段落

②

15 段落

③

21 段落

④

25 段落

⑤

28 段落

問9 本文の要点を次のa～eの五つにまとめた。これらについての説明として最も適当なものを、後の①～⑤の中から選びな

さい。

解答番号は、

14。

(配点7点)

- a 社会保障制度は、設立当初と比べ非正規労働者やフリーランスが増加し、適用対象が変化している。
- b 労働者中心の労働観が、既存の社会保障制度の適用範囲を自営業者に拡大することを阻害している。
- c 社会保障は労働者基準で議論され、働き方の格差を固定化し、生存権に基づく理念と乖離^{かひり}している。
- d 「働くこと」を「働き方」と関連付けていることによって、労働者中心の構造は維持されてきた。
- e 社会保障を「働くこと」から切り離し、すべての国民に平等に保障する制度の構築が求められる。
- ① aは、社会保障制度は設立当初から大きな制度変更がないという事実関係を読み誤っている。
- ② bは、労働者中心に設計された制度を自営業者にも適用してきた経緯を把握できていない。
- ③ cは、「乖離」という語を「かけ離れている」という意味で使用している点を修正すべきだ。
- ④ dは、「憲法における勤労の義務」の観点から説明しないと本文の趣旨に反する内容になる。
- ⑤ eは、働く者でさえあれば国籍を問わず保障していくべきだという筆者の主張に反している。

二 次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。

社会学者の土井隆義は、「親ガチャ」^(注1)という言葉が流行している背後に、そうした語りを可能にするような、若者に特有の人生観が潜んでいる、と指摘する。彼は次のように述べる。

親ガチャは、さまざまな偶然の結果の積み重ねではなく、出生時の諸条件に規定された必然の帰結として、自らの人生を捉える宿命論的な人生観です。親ガチャにおいて偶然に依拠しているのは、出生時の諸条件だけです。以降の人生は、すべてそれに規定されているのです。

土井によれば、「親ガチャ」とは、そのうちに偶然性を **A** した「宿命論」である。すなわち、「出生時の諸条件」だけは偶然によって与えられる。しかし、それ以外に、人生において生じるすべての出来事は、すべてその条件によって必然的に決定されているのである。

こうした宿命論は、人間の可能性を著しく制約するものとして機能する。人生が「親ガチャ」の概念によって理解されるとき、その人生にはただ一つの道しか残されていないのであって、それ以外のいかなる可能性も存在しない。したがってこの思想は、自分自身のうちに新たな可能性を発見すること自体を、不可能にするのである。

こうした宿命論は、単なる経済格差の固定化¹⁾だけでは説明がつかない。たとえば、大学に進学して医師になりたいのに、その学費が支払えない人が、「親ガチャ」を口にするなら、その動機をもちたしている社会的な要因は、経済格差の固定化だけで説明ができる。しかし、土井が問題視するのは、そもそも医師になりたい、という意欲そのものが、若者から挫かれて^くいることなのだ。そのような意欲を持てるためには、自分には医師になる可能性がある、と、自分自身の新たな可能性を信じられなければな

らない。しかし、現代の若者からは、そうした自分の可能性への信頼そのものが奪われているのである。

それでは、そうした自分自身の可能性への信頼を奪っているものは、いったい何なのだろうか。土井によれば、それは若者たちの居場所の喪失であり、それによってもたらされる精神的な交流である。人間は、安心できる自分の居場所を見つけ、^(a)ナカマから承認されることで、はじめて自分のなかに新しい可能性を発見することができる。しかし、SNSの普及や、新型コロナウイルス感染拡大への対応としての外出自粛によって、若者の交友関係は劇的に縮小した。そうした交友関係の変容が、自分の人生に対する宿命論的な観方、^(みかた)すなわち「親ガチャ」を語らせる人間観を促進させることになったのだ。

この意味において、「親ガチャ」は、若者が自分の可能性を信じられないということ、その意味での自己肯定感の低さを物語る概念である。土井は次のように述べる。

若年層の自殺率の高さの背後には、親ガチャという言葉に象徴される決定論的な人生観の広がりも潜んでいることに気づきま
す。それは、経済格差をバイカイ^(b)として、居場所の喪失と密接に結びついているからです。決定論的な人生観が居場所の喪失
を加速させると同時に、その居場所の喪失が自己像を^(c)コウチョク化させ、決定論的な人生観をさらに根深いものへと変質させ
ているのです。

こうした土井の解釈は、多くの **B** ものではあるものの、いくつかの点に疑問の余地を残すものである。第一に、彼は「親ガチャ」を若者の言葉として理解しているが、そうであることを裏付ける実証的な根拠はない。⁽¹⁾むしろそれは、より広範な年代に共有されている人間観である可能性もある。第二に、SNSや新型コロナウイルス感染症が、若者から居場所を奪ったと考えられることも、かなり単純化された発想だろう。「オンライン飲み会」をはじめとして、新しい手段で居場所を作り出そうと試みる若者も、少なからず存在していたはずだからである。

そうであるとしたら、土井が指摘するところの、「親ガチャ」が果たす宿命論としての機能、またその原因としての精神的孤立は、特定の世代に限定される事象でもなければ、特定のメディア環境や事件によって短期的に引き起こされたものではない、と考えるべきではないか。それは、私たちの社会でより広く、かつ深く浸透している、何らかの「時代精神」とでも呼ぶべきものに根差しているのではないだろうか。

経済格差が固定化されているにもかかわらず、人々は社会的な連帯への希望を持つことができない。そうした状況が「親ガチャ」という言葉の普及を促している。それでは、なにがこのような状況を形成したのだろうか。筆者はそうした言説として、自己責任論を挙げることができる、と考えている。

「自己責任」という言葉は、明治時代にすでに用例が存在するほか、ドイツ語の「Selbstverantwortlichkeit」の翻訳語として使用されていた。しかし、今日におけるこの用語の意味を決定づけているのは、主として一九八〇年代以降に日本に流入してきた、新自由主義との連関である。その典型的な発想としてしばしば引用されるのは、一九八七年に、当時のイギリス首相マーガレット・サッチャーによって語られた、次の発言である。

「私は問題を抱えている。そしてそれに対処するのは政府の仕事だ」、あるいは、「私は問題を抱えている。だからそれを解決するために補助金を貰いに行こう」、あるいは、「私はホームレスだ。政府は私に家を提供しなければならぬ」——こうした主張に、多くの子供たちや大人たちが理解を示すことができた時代は、もう過ぎ去ったと思います。こうしたことを言う人々は、自らの問題を社会に投げかけています。しかし、そのときの社会とはいつた誰のことでしょうか。「…」社会などというものは存在しないのです。存在するのは、男性たち、女性たち、そして人々が織りなすタペストリー(注2)です。そのタペストリーの美しさ、私たちの人生の美しさは、私たちそれぞれにどれだけ自分自身への責任を引き受ける覚悟があるのか、またどれだけ自らの努力によって不幸な人々を助ける覚悟があるかに、かかっているのです。

サッチャーはここで、「自分自身への責任を引き受ける覚悟」を「人生の美しさ」であると述べている。^エしたがって彼女は、自己責任を一つの美德として、そうした道徳的な価値を持つ規範的な概念として説明している。ただし、そのときに自己責任という概念で理解されているのは、たとえ困難を抱えたり、家を失ったりしても、社会保障を受け取らないことである。つまり、そうした困難を解決しようとするために、社会を頼らないことである。

それでは、なぜ、社会を頼らないことが美德とされるのであろうか。それは、サッチャーによれば、「社会などというものは存在しない」からだ。社会を担っているのは、国家を構成する具体的な個人としての他者たちなのである。そうした他者たちに迷惑をかけながら生きることは、美德に反している。彼女はそう主張している。

この発言の政治的な目的は、道徳を基礎づけることではなく、自己責任を美德とする言説を **C** することで、国民が国家から社会保障を求めないようにすること、社会保障に頼ることが恥だとする価値観を内面化させること、それによって、国家の財政負担を軽減することである。それは、社会保障を縮小させ、国家の機能を市場の自由競争に委ねようとする新自由主義の思想を、下支えする。そしてこの価値観は、人間は他者を頼るべきではない、なぜなら他者を頼ることは醜悪なことだから、という暗黙の前提の上に成り立っている。

したがって、自己責任論を内面化させた人々は、他者を頼ることを自発的に諦めるようになる。他者を頼るという選択肢は、最初から存在しないものとして考える。そのようにして人は社会的連帯から自ら遠ざかっていくのである。

(戸谷洋志「親ガチャ」と自己責任論」より)

(注1) 親ガチャ——子供がどんな親のもとに生まれるのかは運任せであり、家庭環境によって人生を左右されることを、玩具の小型自動販売機であるカプセルトイのランダム性にたとえた言葉。

(注2) タペストリー——壁掛け・テーブルクロスなどに用いる織物。ここでは、人々によって営まれる人生のあり方を表している。

問1 傍線部(a)～(c)と同じ漢字を含む語を、次の中からそれぞれ選びなさい。

解答番号は、(a) 15、(b) 16、(c) 17。

(配点6点)

(a) ナカマ

15

- ① 選手の実力がハクチュウする。
- ② ここは土砂がチュウセキした平野だ。
- ③ あの人は会社のシチュウとなつて働いた。
- ④ 衰退した寺を僧侶がチュウコウした。
- ⑤ 両者の意見をセツチュウする。

(b) バイカイ

16

- ① 洪水で都市がカイメツする。
- ② 負傷した人を熱心にカイホウする。
- ③ 仕事上の失敗をジカイする。
- ④ 友人を欺いてカイコンの涙を流す。
- ⑤ 現役時代をジュツカイする。

(c) コウチョク

17

- ① コウジョウ的に水不足に陥る。
- ② 就職先から特別なコウグウを受ける。
- ③ 景気回復のチョウコウが見える。
- ④ コウナン織り交ぜてうまく交渉する。
- ⑤ 心筋コウソクの予後は順調だ。

問2

空欄

A

く

C

に入る最も適当な語句を、次の中からそれぞれ選びなさい。

解答番号は、

A

18

、

B

19

、

C

20

。

(配点9点)

A

18

① 添付

② 象徴

③ 秘蔵

④ 内包

⑤ 生成

B

19

① 客観性を持つ

② 議論を呼ぶ

③ 示唆に富む

④ 実証性を伴う

⑤ 卓見に属する

C

20

① 隠蔽

② 拡充

③ 虚飾

④ 排除

⑤ 流布

問3

傍線部ア～エの語のうち、同じ品詞の組合せはどれか。最も適当なものを、次の中から選びなさい。

解答番号は、

21

(配点3点)

① アとイ

② アとウ

③ アとエ

④ イとウ

⑤ イとエ

⑥ ウとエ

問4

傍線部(1)「経済格差の固定化だけでは説明がつかない」とあるが、これについて次の各問いに答えなさい。

(i) どのような場合であれば説明可能だというのか。その説明として最も適当なものを、次の中から選びなさい。

解答番号は、22。

(配点5点)

- ① 経済的に裕福とは言えない状況にある若者だけが、「親ガチャ」的宿命論を信奉している場合。
- ② 「親ガチャ」的宿命論が、大学進学にあたって経済的な労苦を味わった者特有の考え方である場合。
- ③ 必要な経済的支援を親から得られない人だけが、「親ガチャ」的宿命論に支配されている場合。
- ④ 「親ガチャ」的宿命論を支持する人だけが、現代社会において経済的な困窮状態におかれている場合。
- ⑤ 子に経済的支援を与えられなかった親のその親も、また経済的に困窮していた事実がある場合。

(ii) 筆者は現代における「経済格差の固定化」をどのように捉えているか。その説明として最も適当なものを、次の中から選びなさい。

解答番号は、23。

(配点5点)

- ① 現実存在する社会問題であるが、同じような状況にある人同士を結びつけることにはつながっていない。
- ② 「親ガチャ」的宿命論を説明することはできないが、等閑視するわけにはいかない深刻な社会問題である。
- ③ 現実的な社会問題として存在するが、本論の「親ガチャ」というテーマに関して論じるべきものではない。
- ④ 常識的な現代の社会問題として扱われるが、その本質を精査せず軽々しく常套句じょうとうくとして使うべきではない。
- ⑤ 日本固有の社会問題と見なされているが、新自由主義や自己責任論を発端にして生じた世界的状況である。

問5

傍線部(2)「私たちの社会でより広く、かつ深く浸透している、何らかの『時代精神』とでも呼ぶべきもの」に最も意味が近い語として適当なものを、次の中から選びなさい。

解答番号は、24。

(配点3点)

- ① コンセプト
- ② コンセンサス
- ③ ダイバーシテイ
- ④ ステレオタイプ
- ⑤ パラダイム

問6

傍線部(3)「当時のイギリス首相マーガレット・サッチャーによつて語られた、次の発言」の趣旨を本文に即して次のようにまとめた時、次の空欄 I ・ II に入る最も適当な語を、次の中からそれぞれ選びなさい。ただし、同じ語を二度使つてはいけません。

解答番号は、I 25、II 26。

(配点8点)

社会保障の縮小を企図して国民に

I

を促しており、新自由主義の

II

をなす思想の発露といえる発言である。

- ① 金科玉条
- ② 刻苦勉励
- ③ 自助努力
- ④ 慎重居士
- ⑤ 独立独歩
- ⑥ 通奏低音
- ⑦ 首尾一貫
- ⑧ 自然淘汰とらた

問7

高校生のAさんは、本文を次のように要約した。空欄Ⅲ・Ⅳに入る最も適当なものを、後の中からそれぞれ選びなさい。

解答番号は、Ⅲ 27、Ⅳ 28。

(配点10点)

【土井隆義による「親ガチャ」の分析】

土井隆義は、「親ガチャ」という言葉の背景に若者特有の人生観があると指摘する。この人生観は、出生時の諸条件により人生が決定されるという宿命論に根差している。土井は、「親ガチャ」的思想の Ⅲ で説明するのではなく、若者の意欲喪失や自己肯定感の低下、さらにその背景にある「居場所の喪失」と分析している。

【筆者の土井の見解への疑問】

「親ガチャ」的思想は若者だけでなく広範な世代に共有されている可能性があり、より広い「時代精神」に根差しているのではないか。

【筆者の主張】

この宿命論的な「時代精神」の形成には、一九八〇年代以降、新自由主義と結びつき日本社会に浸透した自己責任論が影響している。自己責任論を内面化した人たちは、社会保障の縮小を受け入れ、社会的連帯への希望も放棄している。 Ⅳ。

Ⅳ

28

- ① この宿命論はまさに宿命論であるがゆえに退けることが困難である
- ② この状況に対するアンチテーゼとして「親ガチャ」的思想は生まれた
- ③ この状況が「親ガチャ」的思想や言葉そのものの拡散を助長している
- ④ この「時代精神」をいち早く体現した国家としてイギリスが挙げられる
- ⑤ この状況の解決には経済格差の是正が急務だとする点は土井と一致している

Ⅲ

27

- ① 問題点を社会的な状況
- ② 帰結を経済格差の固定
- ③ 発生をメディアの発達
- ④ 契機を経済格差の問題
- ⑤ 背景を宿命論的人生観